

第 1 編 総 論

第1章 平成5年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景となった農業の動向

我が国農業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食料の安定供給という重要な使命を担っているほか、地域社会の活力の維持、国土・自然環境の保全など我が国経済社会の発展と国民生活の安定の上で多面的かつ重要な役割を果たしている。今後とも農業の持つこのような役割を十分に発揮させるため、次のような点に留意しつつ、21世紀へ向けて農業の一層の発展を図っていく必要がある。

まず、我が国農業については、与えられた国土条件を十分に生かして、最大限の生産性の向上を進め、国内での基本的な食料供給力の確保を図りつつ、良質かつ安全な食糧の供給に努めることが緊要である。このため、農業者、特に次代を担う若い人たちが、誇りと希望を持って農業を営めるよう、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成、適正な土地利用の確保と農村の定住条件の整備、バイオテクノロジー等先端技術の開発・普及等各般の施策を総合的に推進する必要がある。また、それぞれの地域の自然条件や資源を生かしながら、農業者の創意と工夫の下に、消費者の多様なニーズに即した付加価値の高い農業を展開していくことも重要である。

また、国土の均衡ある展開を図るため、就業機会の確保や都市に比べて立ち遅れている生活環境の整備を進めるとともに、豊かな自然環境の積極的な保全・活用に努めつつ、農村の活性化を図っていく必要がある。さらに高品質で安全な食品に対する志向の高まりなど多様化する消費者ニーズに対応できるよう、食品産業の一層の振興を図るとともに、総合的な消費者対策の推進を図っていく必要がある。

このような我が国経済社会における農業・農村の重要性とその果たしている役割を踏まえ、平成4年6月には、21世紀という新しい時代に向けて政策の展開方向を示した「新しい食料・農業・農村政策の方向」（以下この節では「新政策」という）を取りまとめたこと

ろであり、今後、この方向に沿って制度、施策を見直し、段階的かつ着実に新たな政策を実現していく必要がある。

2 講じた施策の重点

5年度においては、この新政策に沿って所要の法律の制定又は改正を行うとともに、農林水産行政手法についても、補助に加え、金融、税制、出資等の手法の活用等、その多様化を図りつつ、次のような事項に重点を置いて施策の効率的な展開を図った。

(1) 経営体の育成と農地の効率的利用の推進

「農家らしい農家」—生涯所得が他産業並み、年間総労働時間1,800時間～2,000時間という基本的な水準をベースに各地域の自然的経済的社会的諸条件の特性を踏まえて地域（市町村）ごとにその具体的な姿を策定—に農作業の受委託も含めて農地利用の相当部分を集積するような農業構造を今後10年間で確立することを構造政策の目標とする。

このような農業構造を確立するためには、経営内容の高度化に対応できるような経営体の経営体質の強化と農地流動化の一層の促進が必要と考えられる。

このため、「経営感覚に優れた経営体の育成」と「担い手への土地利用の集積による農地の効率的利用」を基本的な目標として、農業経営改善計画認定制度の創設、農地保有合理化促進事業の拡充、農業生産法人への支援措置等を内容とする「農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律」を柱に以下のような方向で構造政策を展開した。

ア 経営感覚に優れた経営体の育成

新政策に沿って、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造を実現するため、法人化の推進、経営指導の強化等により農業経営体の経営体質の強化を図るとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入しうよう措置した。

イ 担い手への土地利用の集積による農地の効率的利用

「農家らしい農家」—地域ごとに作成される育成すべき農業経営体像—に農地利用が集積するような農業構

造を確立するために地域における農地利用の集積目標を明確化し、各機関、団体のそれぞれの役割に応じた利用集積活動を推進した。

ウ 青年農業者の育成等新規就農者対策の拡充

意欲と経営能力に優れた青年農業者の育成確保をより一体的かつ効果的に進める観点から、①全国、都道府県、市町村を通じた円滑な就農の支援を行う体制の確立、②農業者の生涯にわたっての高度な技術の研修教育等を行うための施設の総合的整備、③農場リース方式による新規就農の促進、④農地等取得資金の貸付要件の緩和等により青年農業者の育成等新規就農者対策の充実強化を図った。

エ 新しい農山漁村女性対策の推進等

農山漁村で重要な役割を果たしている女性や高齢者がその能力を十分発揮できるよう条件整備を行った。また、農業者の健康の維持・増進のための保健事業等を展開するとともに農業者の老後の生活の安定と向上を図るため、農業者年金事業等を推進した。

オ 農業生産基盤の整備

農業・農村を取り巻く厳しい情勢の中で、農業の生産性の向上及び需要の動向に即した農業生産の再編成を促進し、土地利用型農業の体質強化及び農業と農村の健全な発展を実現するため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的かつ円滑な整備が肝要である。このため、平成5年度を初年度とする第4次土地改良長期計画を策定し、整備の計画的な推進を図った。

また、零細な分散錯雑状の土地利用条件を克服し、農地の効率的利用を図るため、農業生産の大規模な面的集積に重点を置いては場条件の整備を進めた。

カ 農業構造改善事業の推進

農業農村活性化農業構造改善事業については、地域の立地条件に応じた農業・農村の活性化を図るため、農業農村活性化推進機能の地域マネジメント活動を推進するとともに、土地基盤の整備、情報施設、近代化施設、環境施設の整備等を総合的に行った。また、新農業構造改善事業後期対策についても継続事業を行った。

(2) 中山間地域等の活性化と農山漁村環境の整備

ア 中山間地域等の活性化

自然的、経済的に不利な条件下に置かれ、若者を中心とした人口の減少及び高齢化の進行、農林漁業の生産活動の停滞等により、健全な地域社会を維持していくうえで厳しい状況に直面している中山間地域等の活性化に資するため、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」を制定するとともに、地域の特質を生かした農林漁業の振

興、集落機能の再編・強化、農林地の適切な利用・管理を行うための施策の充実・強化を行った。

イ 農村の生活環境の整備と農地等の保全管理

農業および農村の健全な発展を期するためには、担い手の育成を図るとともに、地域社会の活力を維持・増進する観点から、適正な土地利用を図りつつ、都市と比較して立ち遅れている農村の生活環境を整備することが緊要である。

また、農村地域の混住化の進展や国民の価値観の変化に伴い、農村地域は非農家の生活の場としてもその重要性が見直されるとともに、国民全体から水と緑に恵まれた豊かな環境を保持している憩いの場としての期待も高まっている。

このため、豊かな環境の形成に配慮しつつ、農村地域の農業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を積極的に推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農村空間の創出を図った。

ウ 美しいむらづくり特別政策の推進等による良好な景観の形成

我が国経済社会の成熟化に対応し、農山漁村を豊かでうまいのある生産・生活の場としていくため、美しいむらづくり特別政策の推進等により、生産基盤・生活環境の整備と併せて、緑や水をいかした美しい景観や環境保全等に配慮した整備を行い、地域住民が誇りを持って快適に居住でき、都市住民にとっても魅力のある農山漁村の景観の形成を推進した。

(3) 技術の開発・普及による農業生産の効率化

科学技術分野におけるバイオテクノロジー、エレクトロニクスなどの先端技術のめざましい発展を踏まえ、農業を若者が夢を持って取り組めるものとする等の観点から、重要政策課題に対応した革新的な技術の開発・実用化等を行うとともに、基礎的・先導的研究の強化等を図った。

また、農業の発展方向と農業者のニーズによりの確に対応した高度な技術の普及等に努めた。

さらに、近年の情報化社会の進展に対応しつつ、農業の生産性の向上、食品産業の高度化等に資するため、これらの分野における情報システムの推進、ソフトウェアの開発等を実施するとともに、農村地域等における情報化の推進を図った。

(4) 消費者ニーズを重視した農林水産行政の展開

健康的で豊かな食生活を保障する観点から、消費者の合理的選択に資するための規格・表示の充実・適正化及び食品の安全性の確保を推進するとともに、食料消費の適正化、安全かつ良質な食料の安定供給に資するため、新たな食文化創造へ向けての提案を行うため

の場を設けるなどの消費者に対する啓蒙活動を推進した。

また、これらの消費者対策を総合的に推進するため、消費者への適切な情報提供に努める等消費者対応体制の整備を行った。

さらに、世界最大の農産物純輸入国である我が国としては、今後とも海外からの供給に大きく依存せざるを得ない農産物の輸入の安定確保を図るとともに、飼料穀物、大豆等の備蓄に努め、食料の安定供給の確保を行った。

ア 食品表示の適正化

消費者の食品に対するニーズの多様化を踏まえ、消費者の適切な選択等に資するため「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」を一部改正し、特別な生産・製造方法等により生産された特別表示食品について生産の方法に着目した特定JAS規格を制定できることとしたほか、品質表示基準の選定できる品目の対象範囲を拡大した。

イ 農産物の消費拡大策

米の消費拡大については、栄養バランスがとれ健康によい米を中心とした日本型食生活を維持・定着させること等を基本として、各般の施策を推進した。そのほか、麦、牛乳、野菜、果実等主要農産物について消費拡大を図るための各般の施策を講じた。

ウ 主要農産物の需給・価格の安定

農産物の価格については、構造政策を助長し、農業の生産性向上の促進に資するとともに、対象とする農産物の需給均衡の確保に資するとの観点に立ち、国民の納得の得られる価格で農産物を安定的に供給するよう努めた。

(ウ) 米の価格

平成5年産米の政府買入価格については、全国の各農業地域における平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家をその地域において稲作を実質的に担っている者であると位置づけ、このような者の生産費を基礎として生産費及び所得補償方式により算定し、所要の調整を行い、据置き（うるち1～5類1～2等平均包装込み玄米60kg当たり16,392円）とした。

米の政府売渡価格については、政府買入価格を前年産と同額としたこと、米穀の需給動向、財政事情等を総合的に考慮し、標準売渡価格を据置き（水稲うるち1～5類1～2等平均包装込み玄米60kg当たり18,123円）とした。

(イ) 麦の価格

平成5年産麦の政府買入価格については、麦作の生産性の向上を価格に的確に反映させるとともに品質の

改善に資するとの観点に立って、主産地の生産費を基礎として基本価格を算定した結果、現行価格とほぼ同水準となったこと（平成4年産麦に対して▲0.20%）、基幹的輪作作物としての麦の重要性等を考慮して所要の調整を行い、小麦、大麦はだか麦とも据置きとした。

麦の政府売渡価格については、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮し、平均10.4%引き下げた。

(ウ) 食糧管理制度の運営改善

食糧管理制度については、平成元年6月の農政審議会報告（「今後の米政策及び米管理の方向」）の方向及び平成4年6月に策定・公表された新政策に沿って、適切な運営改善を行った。

上記農政審議会報告において提言を受け、平成2年10月から入札取引を開始した自主流通米価格形成の場については、地域区分別取引の促進、経済連卸の自県産入札に対するチェック体制の強化及び入札情報の公表等、入札取引の仕組みの改善措置を講じ、自主流通米について適正かつ円滑な価格決定が図られるよう努めた。

(イ) 畜産物の価格

生乳の再生産の確保と牛乳・乳製品の価格の安定を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、加工原料乳についての生産者補給金の交付の基礎となる保証価格（1kg当たり76.75円）、基準取引価格（1kg当たり65.26円）等を決定した。

牛肉、豚肉については、「畜産物の価格安定等に関する法律」の適正な運用により、価格の安定を図り、さらに、肉用子牛生産の安定を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛生産者補給金制度を実施した。

(ウ) 畑作物の価格

大豆、なたねについては、「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づき、平成4年産大豆及び平成5年産なたねの基準価格（大豆60kg当たり14,218円、なたね60kg当たり11,639円）及び標準販売価格（大豆60kg当たり9,646円、なたね60kg当たり4,410円）を定め、交付金を交付した。

砂糖・甘味資源作物については、「砂糖の価格安定等に関する法律」に基づき、輸入糖の価格調整の指標となる安定上下限価格（安定上限価格トン当たり159,300円、安定下限価格26,300円）等を定めた。

(イ) 野菜の価格

生産者に対する計画生産出荷の指導等生産出荷団体の野菜全体にわたる需給均衡に向けての取組を助長し、また、野菜供給安定基金が行う指定野菜の価格補

てん事業について、複数の指定野菜を相当規模で生産出荷している産地（複合指定産地）を価格補てんの対象として育成したほか、野菜指定産地の増加、交付予約数量の増加等を行った。

（キ）果実の価格

果実生産出荷安定基金協会において、通常の価格差補てんに加え、かんきつ、りんご、もも及びパイナップルについて、輸入増の影響による加工原料用果実の価格水準の低下に相当する分に対する特別補てんを実施したほか、果実加工品の調整保管に必要な資金の造成を行った。

（ク）蒔・生糸の価格

蒔及び生糸の価格安定を図るため、平成5生糸年度の安定帯価格（安定上位価格1 kg 当たり14,214円、安定基準価格1 kg 当たり10,712円、事業団買入価格1 kg 当たり10,609円、基準蒔価1 kg 当たり1,563円）を定めた。

（5）活力ある農業生産の展開

ア 水田営農活性化対策

生産者、生産者団体の一層の主体的取組を基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、新政策に即し、水稻作・転作を通ずる望ましい経営の育成を図りつつ、生産性の高い水田営農を推進するとともに、多様な需要に対応した米づくりを展開し、米の制度別・用途別の需給均衡を図ることをねらいとして、水田営農活性化対策（平成5年度から7年度までの3年間）を実施した。

イ 先進的農業生産総合推進対策

生産性の高い農業の実現、高品質な農産物の生産、環境保全に配慮した農業の展開に加え、効率的・安定的経営を行う経営体の育成とこれを支える青年農業者をはじめとした優れた人材の育成確保及び生産性の高い転作営農の確立等を一体的に推進することにより、21世紀に向けた先進農業ともいふべき効率的で環境にやさしく、また農業者にとって魅力ある生産活動を推進した。

ウ 主要作物の生産対策

（ア）水稻

多面的な需要に対応した米の安定的な生産・供給に資するため、都道府県別・地域別の生産、供給方針の策定、品種構成の適正化、新品種の導入促進等の取組みを展開した。

また、「土地利用型農作物生産性向上指針」の実現に向けて、各種対策を集中的・計画的に実施し、それらの有機的連携による合理的な生産体制（地域農業生産システム）の構築を推進した。

さらに、水田農業において、新政策に示された経営展望の技術面からの実証を行うため、モデル地区を設置し、効率的な生産体制の整備、先進的な技術体系の実証、革新的な新技術の導入・改良等を行った。

（イ）麦

麦を含む土地利用型農作物の生産性向上を強力に推進するため、効率的生産単位の形成、生産の組織化、地域輪作農法の面的な拡大、基幹施設の整備、集団営農用機械の導入等の各種対策を集中的・計画的に実施し、それらの有機的連携による合理的な生産体制の構築を推進した。

（ロ）大豆

大豆の品質の高度化に対応するため、良質・均質な大豆の安定供給のための調製選別体制の整備、地場産大豆の高付加価値化のための処理加工施設の整備を図った。

（ハ）甘味資源作物

「甘味資源特別措置法」に基づいて指定した生産振興地域を対象として、てん菜については、作物横断的な生産組織の育成を図る中で、高性能機械の導入等を、さとうきびについては、平成6年産からの品質取引の導入等に対応し、生産性及び品質の向上を図るため、収穫作業の機械化体系の確立・普及、高品質栽培技術の普及等を実施した。

（ニ）特産農作物等

茶、こんにゃく、ホップ、薬用作物、香料作物等については、需要の多様化等に対応した生産構造の転換を図るため、生産基盤の強化、省力化技術の導入等を図るとともに、中山間地域の立地条件等を活用した高付加価値型農業を確立するための条件整備等を実施した。

（ホ）野菜

「野菜生産出荷安定法」に基づき、指定消費地域における指定野菜の需要見通しに即して野菜指定産地の計画的な整備育成を図るため、野菜の需要動向に対応した生産出荷の指導等を実施した。

（ヘ）果樹

最近における果樹農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、果樹農業を適切な方向に誘導して長期的な需給安定を図るため、平成12年度を目標年度とする果樹農業振興基本方針に基づき、生産から流通・加工にわたる諸対策を実施した。

（コ）花き

最近の花きの需要動向に対応し、その安定的供給を図るため、既存産地を広域的な産地として再編整備し、生産出荷の合理化と生産規模の拡大を推進したほか、

拠点施設の整備により、需要動向の把握、新品種の導入、栽培技術の普及等を行うとともに、消費者に対する花きの啓蒙・普及等を行った。

(ウ) 養蚕

需要に即した優良繭の生産確保を図るため、新高効率養蚕地域を対象に、広域的な生産流通施設の整備等を行うとともに、養蚕機械、資材等の利活用等を通じた地域養蚕機能の充実・再編を図り、一層の低コスト養蚕経営の推進を図った。

エ 畜産対策の総合的推進

畜産物の安定的な供給と畜産経営の健全な発展を図るため、内外の畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して総合的な畜産対策を推進した。

肉用子牛等について、牛肉の輸入自由化に対処するため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉等の関税収入を財源とした対策を実施した。

また、畜産主要地の活性化を図るとともに、畜産物の需要動向に的確に対応するため、生産から流通・消費に至る各種事業を、地域の特性に即しつつ、総合的・有機的に実施した。

さらに、畜産物需要の動向に対応した安定的な畜産経営を確立するため、飼料生産基盤の整備を畜産活性化総合対策と一体的に推進した。

オ 畑作振興対策の強化

畑作農業をめぐる情勢の変化に対処して、畑作農業・地域の安定的な発展を図るため、平成4年6月に策定された「畑作農業の生産性向上等の指針」を踏まえ、需要サイドとの連携を強化しつつ、ニーズに対応した供給体制の整備、畑作農業の生産性・収益性の向上、経営体質の強化及びこれらを支援する技術の開発・普及、生産基盤の整備等総合的な畑作振興対策を推進した。

カ 野菜対策の推進

野菜産地における生産農家の高齢化、労働力不足等により野菜の供給力の低下が懸念されている状況から、今後の野菜の安定的な供給の確保を図るため、望ましい経営体の姿を明らかにした経営展望を公表するとともに、新産地形成の促進、機械化の促進等による省力化の実現、産地労働力調整システムの構築、価格安定対策の運用改善、出荷規格・包装の簡素化の施策を総合的に推進した。

キ 農業生産資材対策等

農業機械については、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針等に即した農業機械の適正な導入等の指導等を行った。また、新規農作業受託者の掘り起こしや受託作業範囲の拡大等に

よる農業機械銀行の活動強化の推進等を図った。

肥料については、その品質の保全と公正な取引の確保を図り、もって農業生産力の維持増進等に資するため、「肥料取締法」に基づく肥料の登録、検査等を行った。

農薬については、「農薬取締法」に基づく農薬の登録、検査等の実施、農薬安全使用対策の推進を図ったほか、実用化の段階を迎えている微生物農薬の検査手法の確立及び農薬生産の効率化のための基盤技術の開発を図った。

種子・種苗については、農林水産植物の新品種の育成者を保護して、収量、品質、熟期、病害虫抵抗性等について優れた品種の育成を促進するため、「種苗法」に基づく品種登録制度の適正な運用を図った。

植物防疫については、病害虫による農作物の被害の軽減等を図るため、「植物防疫法」に基づく病害虫の発生予察及び的確な防除指導、農薬の安全使用対策等の植物防疫事業を実施した。

土壌保全については、土壌の適切な管理を推進するため、「地力増進法」の円滑な運用と併せて全国的に「健康な土づくり」を推進した。

ク 花きの普及促進

生活にうるおいや安らぎを求める機運の高まりに対応し、花きの普及・振興を通じて、豊かな国民生活の実現とあわせて特色ある地域農業の振興を図るため、最近の花きの需要動向に対応した花きの安定供給を図るための産地整備を行った。

(6) 地球的規模の環境問題等への対応と

国際強力の推進

ア 環境保全型農業の総合的な推進

農業が持つ環境保全機能の一層の向上を図るとともに環境への負荷軽減に配慮し、将来にわたって持続性のある環境保全型農業を推進した。

農業・農村が有する国土・環境保全機能、その受益関係等をモデル地区を対象に調査し、これらの機能に配慮した農業・農村整備のあり方を検討したほか、環境保全型農業技術の開発・普及や、農業分野におけるリサイクルの推進を行った。

イ 食品産業における環境対策

食品産業における環境対策について、食品産業界としての取組を総合的に促進することが求められているため、①総合的戦略の樹立等、②食品工業廃水汚泥・大豆加工食品副産物（オカラ）の利用効率化、③食品容器のリサイクル、④外食産業廃棄物の減量化を柱とした食品産業における総合的環境対策を行った。

ウ 環境問題に対応した研究開発

温暖化、砂漠化、熱帯林の減少等地球規模での環境悪化や、畜産廃棄物の処理に伴う地球環境の悪化等が問題となっている中、環境や生物資源を保全しつつ持続的に農業を発展させるため、環境変化が農業に及ぼす影響及び農業が環境に及ぼす影響を明らかにし、必要な対策技術を開発するとともに、生態系及び生物の機能を積極的に利用した農業技術の開発を推進した。

エ 国際協力の推進

地球環境問題は、自然環境に大きく依存し気候の影響を受ける農林水産業と大きく係わっており、その重要性にかんがみ、また、平成4年6月に開催された「国連環境開発会議」の成果を踏まえ、より一層の調査・研究、二国間協力や国際機関への提出などの国際協力の取組を推進した。

また、開発途上国の農業生産力の向上等を通じ、その経済社会の発展に寄与するため、開発途上国に対し、食料・農業分野における技術・資金協力、国際協力のための調査・研究等及び国際機関を通じる協力を推進した。

(7) 食品関連産業の振興と輸出促進対策

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して食品流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、「食品流通構造改善促進法」等に基づく食品流通の構造改善対策を実施した。また、食品産業の体質を強化するため、地域食品産業の振興、先端技術の開発等を通じた技術開発の推進、金融措置等を総合的に推進した。さらに、農産物の販路の拡大を図るとともに農業・農村の活性化に資するため、我が国農産物の輸出促進対策を強化した。

ア 食品流通対策

生鮮食料品の流通の合理化を図るため、第5次卸売市場整備基本方針に基づき、卸売市場の計画的整備を推進するとともに、先進的・革新的な技術の導入を促進し、卸売市場の機能の一層の高度化を図った。

また、「食品流通構造改善促進法」等に基づき、食品流通の構造改善対策を実施した。

イ 食品産業の振興

食品産業対策を総合的に推進するため、食品産業の現状と基本的な問題点を調査、把握するとともに、中長期の展望に立った食品産業政策の諸問題を検討し、これを踏まえた施策の展開を図った。

ウ 輸出促進対策

我が国の農林水産物の持続的な輸出を促進するため、各国の輸入制度等の輸出関連情報の収集、日本産

統一ブランド制度創設のための検討等を行った。

また、地域食品等の海外市場を拡大するため、海外の百貨店等でのアンテナショップの設置等を行った。

(8) その他の重要施策

ア エネルギー政策

長期的に需給の不安定化が予想される石油・エネルギー情勢及び国際的な課題となっている地球温暖化問題に対処し、農林水産業におけるエネルギー利用の一層の効率化を推進するため、中長期的視点に立ってエネルギー対策及び二酸化炭素排出抑制対策の検討を行うとともに、農村エネルギー連携・効率利用推進調査を実施した。

イ 災害対策

最近における農業生産の実態の変化等に対応して、事業運営の効率化を進めつつ、農業者のニーズに対応するため

① 大規模農家等への対応として、生産組織単位で共済関係を成立させる方式を導入し、また、大規模経営体に対して農作物共済の有利な補償方式である全相殺方式が適用されるよう措置

② 各共済事業のてん補内容の充実

③ 掛金国庫負担方式の簡素合理化

等を内容とする農業災害補償法の改正を行った。

また、「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施するとともに、農業共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成を行った。

農地、農業用施設、海岸保全施設及び地すべり防止施設に係る災害復旧事業については、平成3年発生の災害に対しては完了し、平成4年発生の災害に対してはおおむね98%復旧進捗で事業を進ちょくさせた。

また、平成5年発生の災害に対しては早期復旧を図るため所要の措置を講じた。

ウ 冷害等対策

平成5年の冷害や台風による記録的な農作物被害は、日本経済が全体的に低迷している中で、農家経済のみならず地域経済にも深刻な影響を及ぼした。このような状況に対応して、共済金の年内支払いとこれに必要な財源の確保、総事業費概ね2,000億円程度の冷害等関連対策事業の実施、天災資金及び自作農維持資金の金利引下げ、土地改良負担金の償還の繰延べ等及びこれに伴う利子負担分に対する助成等、これまでにない特例的な措置を含む冷害等対策を緊急に実施し、被災農家の救済、被災地域の支援につき万全の措置を講じた。

エ 公害環境保全対策

水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、農薬残留等各種の

公害に対し、その防止、回復のための所用の措置を講じた。

オ 農業団体の整備

農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織等農業団体に対して、所要の助成等を行った。

3 財 政 措 置

以上の重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保充実に努め、平成5年度農業関係一般会計予算額は、3兆3,614億円(産業投資特別会計からの農業農村整備事業等に対する無利子貸付金等1,626億円を含む。)となった。最近の農業一般会計予算額について重点施策別にその推移をみると、表1のとおりである。

また、平成5年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は9,450億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で4,690億円となっている。

4 税制上の措置

(1) 国 税

ア 「新しい食料・農業・農村政策の方向」の基本方針に基づき、農業経営の法人化、農用地利用の集積等の総合的な推進を図るための「農業経営基盤強化のための関係法律の整備に関する法律」による農用地利用増進法の一部改正(改正後の名称は「農業経営基盤強化促進法」)に伴い、

(ア) 同法の認定を受けた農用地利用規程において農用地利用の集積を図ることとされている特定農業法人について、農用地の取得等に要する費用に充てるための農用地利用集積準備金制度(積立限度額:農業収入の100分の10)及び同準備金を取り崩して農用地等取得した場合の圧縮記録の特例制度の創設、

(イ) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、①同法に基づく農用地利用集積計画により農業生産法人に農地等を現物出資した場合、②同法に基づく農業生産法人出資育

表1 農業関係重点施策別予算額の推移

		(単位：億円)						
	重 点 施 策	昭和45年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度	5年度	
1	農業の生産性の向上等と農村の環境整備	2,122	4,544	9,510	9,303	10,827	17,423	
2	農業生産の選択的拡大	1,013	1,839	4,593	3,379	2,619	2,529	
3	農業構造の改善	472	1,022	2,712	3,144	2,877	4,031	
4	価格の安定と農業所得の確保	3,933	8,576	7,732	5,824	3,115	3,150	
5	流通の合理化	236	1,242	775	515	527	498	
6	農業従事者の福祉の向上と地域の振興	57	191	465	404	310	672	
7	農業団体	46	162	317	416	556	636	
8	その他	972	2,424	4,980	4,190	4,357	4,675	
	(1) 災害対策	628	1,576	3,825	2,680	2,767	3,107	
	(2) その他	344	848	1,155	1,510	1,590	1,569	
農業関係予算の合計		8,851	20,000	31,084	27,174	25,188	33,614	
農林水産関係予算の総額		9,921	22,892	37,765	33,895	33,009	46,030	
国の一般歳出の総額		61,540	164,266	312,377	333,523	379,710	454,130	

(注): 1 予算は補正後であり、産業投資特別会計からの公共事業等に対する無利子貸付金を含み、NTT事業償還時補助分を除く。

2 「農業生産性の向上等と農村の環境整備」の欄の予算額は、農業農村整備(草地開発事業を除く。)、農業技術の開発・普及等のための経費である。

3 「農業生産の選択的拡大」の欄の予算額は、水田農業確立対策、野菜、果樹、畜産等の生産対策のための経費である。

4 「農業構造の改善」の欄の予算額は、農業構造の改善、地域農政の推進、農地の流動化、農業者年金等のための経費である。

5 「価格の安定と農業所得の確保」の欄の予算額は、米麦管理制度の運営、畜産物、野菜、果実、畑作農産物等の価格安定等のための経費である。

6 「流通の合理化」の欄の予算額は、農畜産物の流通の合理化、需要の増進及び流通機構の整備等のための経費である。

7 「農業従事者の福祉の向上と地域の振興」の欄の予算額は、地域改善対策、山村振興等のための経費である。

成事業の用に供するために農地等を都道府県農業公社に譲渡した場合を追加、

(ウ) 同法の認定を受けた農業経営改善計画に従って経営規模拡大を行う農業生産法人の有する農業用機械・施設等の割増償却制度（普通償却額の20%割増）の創設等、

イ 農業の生産条件が不利で担い手が減少している地域の活性化を図る「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基礎整備の促進に関する法律」の制定に伴い、

(ウ) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、同法に基づく所有権移転等促進計画により土地等の譲渡（一定の施設の用に供するためのものを除く。）をした場合を追加、

(イ) 同法の認定を受けた事業計画に従って一定の第三セクターが取得する特定の農林業の振興の用に供する建物等を特定中核的民間施設等の特別償却制度の適用対象に追加（特別償却率取得価額の100分の8（機械等については100分の15））、

(ウ) 同法に基づく所有権移転等促進計画により土地等の買換え・交換をした場合を特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の適用対象に追加（課税繰延割合100分の80）、

ウ 革新的農業機械の開発・実用化・利用を一体として促進する農業機械化促進法の一部改正に伴い、農業生産法人等が取得する生物系特定産業技術研究推進機構が研究・開発した同法に規定する農業用機械等について、取得価額の100分の20の特別償却又は取得価額の100分の5の特別税額控除の選択適用の特例措置（リース資産については、これを使用する事業者に対して、リース料を基準として、これに準じた特別税額控除）の創設

等所要の措置を講じた。

(2) 地 方 税

ア 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により取得する土地に対する不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限の延長、

イ 営業用倉庫に対する固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の延長

等所要の措置を講じた。

5 農 業 金 融

農林漁業生産の基盤整備の促進、経営構造の改善等に資するため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金等の各種制度資金について、所要の融資枠を確保するほか新資金の創設等融資内容の充実

を行った。

6 立 法 措 置

平成5年度に成立した農業・食品産業関係法律は、次の17本である。

- ・農業機械化促進法の一部を改正する法律（大蔵省と閣議共同諮議）
- ・農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律（沖縄開発庁、大蔵省と閣議共同諮議）
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（国土庁、大蔵省、通商産業省、建設省、自治省と閣議共同諮議）
- ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律
- ・農業災害補償法の一部を改正する法律（大蔵省と閣議共同諮議）
- ・国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（国土庁、沖縄開発庁、大蔵省、文部省、運輸省、建設省、自治省と閣議共同諮議）
- ・エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律（環境庁、大蔵省、厚生省、通商産業省、運輸省、建設省と閣議共同諮議）
- ・エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（環境庁、大蔵省、厚生省、通商産業省、運輸省、建設省と閣議共同諮議）
- ・薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律（大蔵省、厚生省と閣議共同諮議）
- ・環境事業団法の一部を改正する法律（環境庁、大蔵省、厚生省、通商産業省、運輸省、建設省と閣議共同諮議）
- ・協同組織金融機関の優先出資に関する法律（大蔵省、通商産業省、労働省と閣議共同諮議）
- ・流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律（経済企画庁、大蔵省、通商産業省、運輸省、建設省と閣議共同諮議）
- ・行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（総務庁、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省と閣議共同諮議）
- ・環境基本法（環境庁、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省と閣議共同諮議）
- ・環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（環境庁、外務省、大蔵省、文部省、厚生

- 省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省と閣議共同諮議)
- ・特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法(大蔵省、厚生省、通商産業省、運輸省、労働省と閣議共同諮議)
 - ・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(大蔵省、厚生省、建設省と閣議共同諮議)

第2節 林 業

1 施策の背景となった林業の動向

我が国の林業は、木材をはじめとする多種多様な林産物の供給を行いつつ、その生産活動を通じて国土を守り、生活や自然環境を保全するなど経済社会の発展と豊かな国民生活を維持していく上で大きな役割を果たしている。

しかしながら、近年の我が国の林業は、森林の重要性に対する認識の高まりと並行し、森林のもつ諸機能の発揮に対する国民の要請が一層増大している中で、製品を中心とする木材輸入の増大、山村における林業労働力の減少・高齢化、林業生産基盤の整備や林業機械化の遅れなどにより生産活動が長期にわたり停滞するなど依然として厳しい状況下にある。

こうした状況に対処し、森林・林業に期待される役割の発揮を図るため、平成5年度においては、次の諸点に重点を置き施策を展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 林業生産の増進

森林のもつ諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「森林資源に関する基本計画」に即した実効性のある森林計画を樹立するとともに、「森林整備事業計画」に基づき、林道事業については、効率的な森林施業の実施等を図るための林道ネットワークの形成、山村地域の生活環境施設の整備等を、造林事業については、複層林等による多様な森林の整備、優良種苗の確保等を計画的に行うことなどを通じ、流域林業の活性化を推進した。また、健全な森林を整備するため、間伐を促進したほか、林業技術と労働安全の向上等を図るため、試験研究の推進、高性能林業機械の開発、林業普及指導等を充実した。

(2) 林業構造の改善

地域の森林資源の特色を生かした生産性の高い林業の確立、国産材の加工・流通拠点づくり、森林資源の

総合的な活用等を通じ、林業・山村の活性化を図るため、高密度路網の整備、高能率な生産、加工・流通施設の整備、森林体験・山村都市交流促進施設の整備、山村地域の生活環境施設の整備等を推進した。

(3) 国産材の流通体制整備、木材産業の体質強化及び林産物需給の安定

国産材の流通体制の整備と木材産業の体質強化を図るため、生産から加工・流通まで一体となった国産材の低コスト安定供給体制の整備、特色ある地域材のブランド化等を推進したほか、木材の需要拡大を図るため、住宅部材等の木材の利用技術の開発、高度加工木製品の流通振興及び大型木造建築物の建設等を促進するとともに、木材の新規用途を開発するために必要な技術開発等を行った。また、高性能設備の開発・導入の促進等による木材産業の高度化、素材生産業の体質強化等を進めたほか、木材の需給・価格の安定のため、木材に関する総合的な情報の収集・分析・提供を行った。さらに、特用林産物の供給体制を整備し、需給の安定を図るとともに、木炭を配合した複合新資材の開発等を行った。

(4) 林業従事者の福祉の向上及び育成確保

林業の担い手の育成確保を図るため、雇用の安定、労働強度の軽減等就労条件の改善、「流域林業サービスセンター」の設置等を推進したほか、「第8次の労働災害防止計画」、「振動障害総合対策」等に即し、労働災害の防止に努めた。また、学校教育との連携強化に努めるとともに、林業後継者の新規参入の促進、グループ活動の強化、女性グループの育成、森林・林業普及啓発の推進等を行った。

(5) 林業の金融・税制の改善

林業の生産活動の活性化、経営基盤の強化等を図るため、林業金融については、木材産業等高度化推進資金において、木材の生産・加工・流通に係る各部門間の連携の促進に要する資金等の創設、林業改善資金において、林業の担い手を確保するために、青年林業者等養成確保資金の創設等を行うなど制度の拡充を図った。また、農林漁業金融公庫資金の貸付条件を改正した。林業税制については、素材生産業者が有する林業用機械等の割増償却制度を創設したほか、地域エネルギー利用設備を取得した場合の課税標準の特例の対象設備に「太陽熱利用木材乾燥装置」を追加するとともに、山林所得に係る森林計画特別控除、植林費の損金算入の特例、森林組合等における機械等の特別償却等の適用期限を延長するなど所要の措置を講じた。また、標準伐期を含む立木の相続税評価及び倍率の適用地域に係る林地の相続税評価については、実態調査等を踏

まえ、その適正化を図った。

(6) 森林のもつ公益的機能の維持増進

安全でうるおいのある国土基盤の形成、水源地域の森林整備の推進、緑豊かな生活環境の保全・創出等を図るため、「第4期保安林整備計画」に基づき、保安林の指定、適正な管理に努めるとともに、「第八次治山事業五箇年計画」に基づき、山地治山、防災対策総合治山、水源地域整備、環境保全保安林整備等の治山事業を緊急かつ計画的に推進した。また、「松くい虫被害対策特別措置法」等に基づき、松くい虫被害について各種の防除等を効果的に行うとともに、森林被害を防止するための森林パトロール、啓発活動を推進した。さらに、国有林野内における野生動植物の保護管理の推進、「みどりの日」を中心とした緑化活動の展開、国民参加による「緑と水の森林基金」の造成・整備に努めた。

(7) 山村等の振興

山村地域経済の安定と山村住民の定着化等を図るため、特用林産物の生産振興と産地化形成等を推進した。また、集落の環境と調和した美しい景観の形成等の推進と山村でのゆとりある長期滞在余暇活動の実現等に資する「山村で休暇を」特別対策を実施したほか、都市との交流を通じて山村の振興を図るため、森林の総合的な利用のための基盤として、山村と都市との交流拠点の整備を実施した。また、山村振興対策等を総合的かつ計画的に推進するため、「山村振興法」等に基づく事業を行った。

(8) 国有林野の管理及び経営

国有林野事業の健全な経営の確立と国民の多様な要請にこたえるために、「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき、森林の流域管理システムの下での事業運営及び森林の機能類型に応じた管理経営を基本方針として、事業運営の能率化、経営管理の適正化等各般にわたる経営改善を行った。また、資金運用部資金の借入れを行うとともに、造林・林道整備等の事業施設費、保安林等の保管理、希少野生動植物種保護管理事業等に要する経費の一部につき一般会計資金の繰入れを行った。さらに、国民参加による森林づくりを促進するための緑のオーナー制度、法人の森林制度、自然とのふれあいの場等を総合的に整備するヒューマン・グリーン・プラン、森林を居住空間や保健休養の場として活用する事業等を推進した。

(9) その他林政の推進に必要な措置

森林組合については、組織・経営基盤の充実を図るため、広域合併を促進するとともに、作業班の育成強化等を行い、体質強化を促進した。また、素材生産業

の体質強化、木材産業の活性化等を推進した。さらに、国際森林・林業協力については、開発途上地域における森林の保全・造成と持続可能な森林経営の確立等自助努力の支援、森林資源の利用、造林計画等に関する調査協力を行うとともに、ITTO、FAOに資金を提出するなどの協力をした。このほか、熱帯林の保全と持続可能な森林経営の確立等を進めるための国際会議の開催、国際緑化を推進するための人材の育成、熱帯林の適正な管理を図るための調査研究、技術開発等を行った。

3 財政及び立法措置

(1) 財 政 措 置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を推進するため、林業関係の一般会計予算（国有林野事業特別会計治山勘定への繰入れ分を含む。）（表1）及び国有林野事業特別会計予算（表2）の充実に努めた。

表2 林業関係の一般会計予算

（単位：百万円）

区 分	5年度
森林資源の維持増進	8,572
林道事業の推進	165,327
造林事業の推進	76,040
間伐促進強化対策	8,934
林業試験研究及び普及事業の強化	12,029
林業構造改善事業の推進	46,147
林産物の生産流通改善対策	4,801
森林組合等の育成指導	300
治山事業等の推進	307,416
災害復旧等	79,155
林業金融	3,651
その他	23,818
合 計	736,191

（注） 1 補正後のものである。

2 NTT分を含む。

表3 国有林野事業特別会計予算

（単位：百万円）

区 分	5年度
国有林野事業勘定	678,290
治山勘定	421,238

（注） 治山勘定には負担金を含む。

(2) 立 法 措 置

制定された法律は、次のとおりである。

第126回国会（常会）

「林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律」

「林業改善資金助成法の一部を改正する法律」

4 そ の 他

森林・山村検討会関連施策

林野庁、国土庁、自治省の間で、森林対策とこれを通じた山村地域振興対策について総合的な検討を行うために設置した「森林・山村検討会」の当面の対策の検討方向を受けて、新たに地方公共団体等による森林の適正な管理を推進するための公的分取林整備、林業担い手確保総合対策、都市等との交流促進のための「山村で休暇を」特別対策に対し助成を行った。

また、山村地域の定住環境の改善に資するため、林道整備について国庫補助事業と地方単独事業を効果的に推進する「ふるさと林道緊急整備事業」及び「山村で休暇を」特別対策等と地方単独事業を有機的に連携させる「緑のふるさと・ふれあいプロジェクト」を実施した。

さらに、森林の公有化や森林整備のための担い手対策等のための交付税措置等地方財政措置が講じられた。

第3節 水 産 業

1 施策の背景となった漁業の動向

最近の我が国漁業をめぐる動向を概観すると、まず、水産物需給では、水産物の消費は、消費者の健康に対する関心の高まり等を背景として、生鮮魚介を中心に堅調に推移しているとみられるが、供給面では、漁業生産量がまいわし等の減少により引き続き減少しており、一方で水産物の輸入が増加を続けている。

次に生産環境についてみると、近海漁業資源の状態は底魚類等を中心として総じて低水準にあり、資源管理型漁業やつくり育てる漁業の推進等により資源を回復、増加させることが重要な課題となっている。国際状況では、近年の公海における漁獲強度の増大を背景として、公海漁業資源管理の在り方に関する議論が活発化しているほか、海洋生物保護へ向けての動きがみられている。

一方、漁業経営についてみると、沿岸漁家の世帯員1人当たりの所得は、全国勤労者世帯の世帯員1人当たりの所得に比べ依然として低いものとなっているほか、中小漁業の経営についても、漁獲量の減少等により漁業収入が減少し、一層厳しさを増している。

また、漁業生産構造についてみると、漁業経営体数及び漁業就業者数は依然として減少が続いており、就業者の高齢化も進行している。このため、漁業後継者の減少や漁船船員の不足に伴う今後の漁業生産力や漁村地域の活力の低下が懸念されている。

以上のような厳しい内外の状況に対処し、我が国水産業の振興を図り、水産物の安定供給を確保していくため、平成5年度においては、次の諸点に重点を置き施策を展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 資源管理型漁業の全国的な推進及び定着化を図るための総合的な対策として、資源管理型漁業推進協議会の設置、資源管理関連施設の整備、資源管理情報のシステム開発等を行う資源管理型漁業推進総合対策事業を実施した。また、資源管理型漁業の定着化を図るための増養殖場造成等を行う資源管理型漁業推進増養殖場整備事業及び関係漁業者が一体となった減船等資源管理体制への円滑な移行を図る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業を実施したほか、資源管理に伴う一時的な漁業収入の減少等の影響を緩和するための資金を融通した。

(2) つくり育てる漁業の振興として、栽培漁業の一層の振興を図るため、国の栽培漁業センターの施設整備を行ったほか、都道府県の栽培漁業センターの施設整備について助成した。また、つくり育てる漁業の遅れがみられる地域において、特定海域増養殖総合推進対策を講じた。

さらに、耐病性、餌料効率、食味等の品質に優れた養殖用新品種を作出するため、試験選抜実験及び関連技術の開発に引き続き取り組んだ。

このほか、魚病発生等の防止を図るとともに、さけ・ますふ化放流事業を推進した。

(3) 漁業をめぐる国際環境の変化に対処し、国民の嗜好に合った食料の供給及び海外漁場の確保を図るため、くろまぐろ栽培漁業プロジェクトを実施したほか、漁船から送信される位置情報、漁獲データを集計解析し、国際的な資源管理を的確に行える体制を整備した。

また、国際漁場での我が国漁船の操業に伴う対外交渉が多様化、複雑化していることにかんがみ、調査活動等を拡充、強化することとし、各種魚類の資源調査、鯨類調査等を実施した。

(4) 水産業の基盤、漁村の核である漁港を取り巻く社会経済情勢の変化に対応して、我が国周辺水域の有効利用、情報化時代に対応した流通・加工体制の確立及び活力ある漁村の形成を基本目標とする第8次漁港

整備長期計画（63～5年度）に基づき、漁港の整備を推進したほか、あわせて漁港関連道整備事業、漁港海岸整備事業等を推進した。

(5) 沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大を図るため、第3次沿岸漁場整備開発計画（63～5年度）に基づき、魚礁設置事業、増養殖場造成事業及び沿岸漁場保全事業を総合的かつ計画的に推進した。

(6) 漁村を豊かで潤いのある生産・生活の場としていくため、水産業を核として地域の活性化を図っている市町村において緑や水をいかした美しい景観や環境保全等に配慮した整備を計画的かつ短期集中的に実施すること等により「美しいむらづくり」を推進した。

(7) 漁村社会の活性化を促進するため、増養殖場、近代化施設の整備等構造改善を総合的に実施する新沿岸漁業構造改善事業（後期対策）を引き続き推進したほか、水産業を核とする沿岸域及び沖合水域の総合的な整備開発を図るマリノベーション構想を引き続き推進した。また、自然的、社会経済的に厳しい条件下にある漁村地域の活性化を図るため、ふるさと漁村ライフアップモデル事業を引き続き実施した。

(8) 豊かで活力ある漁村の形成を目指し、漁港機能の増進と周辺漁業集落における生活環境の改善を図るため、漁業集落環境整備事業を実施した。

(9) 我が国周辺水域内の漁業を振興するため、産・学・官の連携による共同研究開発組織（財マリノフォーラム21）において、沖合養殖システム技術開発等の新技術開発等に関し引き続き取り組んだほか、新たに、人工浮海底システムの開発、種苗輸送システムの開発、魚群行動コントロール技術の開発等を行った。また、新たに、流し網漁業停止後のあかいか釣り漁業の効率的な操業に資するため、好漁場探索技術の確立のための調査を行った。さらに、中央水産研究所及び水産工学研究所をそれぞれ適地に移転し、試験研究体制の整備を図った。

(10) 水産資源の保護のため、「水産資源保護法」に基づく保護水面について、資源状態の著しく悪化している水産動植物が生息している水面を新たに指定したほか、水生生物の生息状況等に関する調査を行い、減少の著しい種に関するデータブックを作成した。また、新たに、海と干潟の漁場環境を保全するための定点観測、海亀の保存調査及び生物を利用した漁場環境保全に関する手法の開発調査を実施した。さらに、漁場に

おける公害対策、赤潮対策等の漁場環境保全対策を実施した。

(11) 最近の消費者ニーズ、流通の変化等を踏まえて水産物の流通・加工の合理化等を進めるため、流通加工施設を総合的に整備する水産物流通加工活性化総合整備事業等に対し助成したほか、生産者自ら流通・加工に携わることにより、生産者から消費者までの一貫した水産物の流通・加工システムの開発を行う水産物流通加工改善モデル事業に対し助成した。

(12) 漁協を中心として一定の漁業地区における漁業者全体について、漁業外の所得機会の確保を含めた総合的な経営強化を図る事業を実施したほか、信用・販売・購買事業等漁協事業全般にわたる基盤強化を図るため、漁協事業基盤強化総合対策事業を引き続き実施した。また、漁業構造再編整備資金、漁業経営再建資金、漁業近代化資金、農林漁業金融公庫資金等の融資枠の確保を図った。

(13) 我が国水産加工業の振興等を図るため、高純度のDHA（ドコサヘキサエン酸）を大量かつ効率的に抽出・精製するための技術を開発するDHA高度精製抽出技術開発事業に対し引き続き助成したほか、水産加工業の体質強化等を図るための水産加工資金、水産加工業者の経営安定等を図るための水産加工経営改善促進資金の融資等を行った。

さらに、魚価安定基金を通ずる水産物調整保管事業の円滑な実施を図った。

(14) 漁業従事者の養成・確保と福祉の向上を図るため、学校教育の充実、漁業労働条件の改善、社会保障の充実等を図った。

3 財政及び立法措置

(1) 財 政 措 置

水産関係予算の内訳は、表4のとおりである。

(2) 立 法 措 置

5年度において施行された水産関係の主な法律は、第126回国会の「原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律」、「沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律」、「水産業協同組合法の一部を改正する法律」及び「漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律」である。

表4 水産関係予算

項 目	(単位：百万円)		
	3 年 度	4 年 度	5 年 度
(一般会計)			
我が国周辺水域の漁業振興	21,268	23,667	27,241
国際化時代に対応した漁業の推進	24,883	24,979	35,291
漁業生産基盤の整備	240,184	289,603	323,050
漁協・水産業経営対策の充実	12,020	16,266	17,841
水産物の需給安定・流通消費・加工対策	4,045	3,903	4,394
水産関係一般会計予算総計	380,427	428,433	577,770
(特別会計)			
漁船再保険及び漁業共済保険	37,879	38,320	38,220

(注)：1 一般会計予算には、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁及び外務省計上の水産関係予算を含む。

2 「我が国周辺水域の漁業振興」の予算額は、資源管理型漁業の推進・定着化、栽培漁業の振興、さけ・ますふ化放流事業の推進、新技術開発の推進及び沿岸漁業構造改善事業の推進等のための経費である。

3 「国際化時代に対応した漁業の推進」の予算額は、対外交渉に必要な資源開発調査等、海洋水産資源の開発及び海外漁業協力の推進等のための経費である。

4 「漁業生産基盤の整備」の予算額は、漁港施設等の整備、沿岸漁場整備開発事業の推進及び漁港海岸整備のための経費である。

5 「漁協・水産業経営対策の充実」の予算額は、漁業経営強化のための特別指導、漁協対策、経営の再建及び維持安定のための緊急融資及び漁業近代化資金等のための経費である。

6 「水産物の需給安定・流通消費・加工対策」の予算額は、水産物の需給安定、消費拡大及び流通・加工の合理化のための経費である。

7 各年度とも補正後予算額である。また、産業投資特別会計からの公共事業に対する無利子貸付金を含む。

